

「熊本どこでもミュージアム」動画コンテンツ制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「熊本どこでもミュージアム」の動画コンテンツ制作業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「熊本どこでもミュージアム」動画コンテンツ制作業務委託
- (2) 実施主体 熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）
- (3) 主な業務内容 別添基本仕様書のとおり
- (4) 受託期間 契約締結日から令和3年3月31日
- (5) 受託上限額 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 令和2年4月1日以降において、熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加者資格のうち、次のいずれかの認定を受けていること。
 - ア 業務委託－広報・広告業務－企画・制作
 - イ 業務委託－広報・広告業務－映画・ビデオ制作
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者にあつては、再生計画の認可決定を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立を行った者にあつては、更生計画の認可決定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）も第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次にあげるものに該当しないこと。
 - ア 法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が

暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(8) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(9) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いこと。

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和2年10月29日（木）
プロポーザル説明会	令和2年11月 6日（金）午後2時
質問書の提出期限	令和2年11月 9日（月）午後5時必着
質問書の回答期限	令和2年11月10日（火）
参加表明書提出期限	令和2年11月12日（木）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和2年11月17日（火）
企画書提出期限	令和2年11月24日（火）午後5時必着
プレゼンテーション	令和2年11月下旬 ※詳細は別途通知する。
選定結果通知	プレゼンテーションの2日後を予定

5 募集方法

本要領及び必要書類等をネットワークセンターホームページに掲載する。

6 参加手続き等

(1) プロポーザルの説明会

プロポーザルへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

ア 日時 令和2年（2020年）11月6日（金）

午後2時から

イ 場所 熊本県博物館ネットワークセンター

ウ 説明内容 提出方法について

企画提案書提出に関する留意事項等

エ その他 参加者は1事業者につき3名までとする

(2) 参加申請に関する質問

ア 質問受付期間

令和2年11月6日(金)～9日(月)午後5時必着

イ 質問方法

プロポーザルに関する質問は、メールにより提出することとする。(様式1)

メールアドレス: hakubutsuse@pref.kumamoto.lg.jp

◆メール送信時、件名に「熊本どこでもミュージアム業務委託プロポーザル質問」と付記すること。

◆質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

(3) 参加申請に関する質問の回答

ア 回答日

令和2年11月10日(火)

イ 回答方法

質問内容と合わせ、質問者等を伏せて、説明会に参加した事業者全員にメールで回答する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、6-(1)に記載する説明会に必ず参加すること。

ア 提出書類

参加意思表明書(様式2)

イ 添付書類

(ア) 誓約書(様式3)

(イ) 会社の概要がわかる書類(任意様式)

(ウ) 業務実績調書(様式4)

ウ 提出期限

令和2年11月12日(木)午後5時必着

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール(押印したものをPDF形式で送信し、原本は後日郵送すること。)による。

オ 提出部数

各1部

カ 提出場所

〒869-0524

熊本県宇城市松橋町豊福1695

熊本県博物館ネットワークセンター

電話: 0964-34-3301

メールアドレス：hakubutsuse@pref.kumamoto.lg.jp

キ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、令和2年11月17日（火）までに参加表明書提出者全員に電子メールにて通知する。併せて、参加資格を満たすものに対して、企画提案書の提出を依頼する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、基本仕様書等の各規定を理解したうえで、提出期限までに次の書類を提出すること。

(ア) 企画提案書（様式5）

(イ) 企画提案内容（任意様式）

次に示す企画提案内容について、A3版に記載すること。

テーマ1	コロナ禍にあつて、大人から子どもまで博物館等の情報を容易にアクセスすることができ、自然科学・人文科学に対して興味関心を引き出すための考え方について
テーマ2	工程計画並びに実施体制の構築について ※本県職員との調整・打合わせ方法、業務の進め方について触れること
テーマ3	基本仕様書に定めた「4 業務の内容」(1)、(2)、(3)それぞれについて、具体的な取組み・手法について

(ウ) 参考見積書（任意様式）

イ 提出部数

社名、代表者印のあるもの1部（正本）

社名、代表者印のないもの6部（副本）

ウ 提出期限

令和2年（2020年）11月24日（火）午後5時必着

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

オ 提出場所

〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福1695

熊本県博物館ネットワークセンター

カ 注意事項

(ア) 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。

(イ) 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け取らない。

(ウ) 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

7 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

選定審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最適提案者を選定する。

(2) 評価基準等について

ア 評価基準

以下のとおり、評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点	
1	業務実績の評価	同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有している。	10	
		小計	10	
2	提案内容に関する評価	業務の内容の理解	興味関心を引き出す工夫が考えられているか。	15
			提案内容が、当センターが求める内容となっているか。	15
	工程・業務体制	スピード感を持った工程計画が提案されているか。	5	
		工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5	
	実施方法	視覚効果を意識した撮影のノウハウが感じられるか。	10	
		興味関心を引き出す画像編集についてのノウハウを持っているか。	10	
	プレゼンテーション	知識や経験に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	10	
		本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	10	
	小計		80	
	3	見積金額の評価	業務に対して見積金額が適切か。	10
小計			10	
合計		100		

イ 採点基準

評価は4段階とし、「A=優(×1)」、「B=良(×0.8)」、「C=やや劣る(×0.6)」、「D=劣る(×0.4)」とする。

ウ 採点基準に基づいて審査を行い、評価点数の合計点が最も高い者を選定する。ただし、提案内容が「熊本どこでもミュージアム動画コンテンツ制作業務委

託基本仕様書」の要件を満たさない場合又は審査員の評価点数の平均が60点に満たない場合は、その業者を採用しない。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

オ 見積額が委託上限額を超過している場合

カ その他審査で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和2年11月下旬を予定

※詳細な日時場所については、別途通知する。

(2) 出席者

3名以内（企画制作の総括責任者を含む）

(3) 内容

提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答形式で行う。

プロジェクターを使用する場合は、事前にお知らせください。

プレゼンテーションは非公開とする。

9 選定結果の通知

最適提案者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、ネットワークセンターとの間で委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、または最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

(2) 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

(3) 熊本県会計規則第77条の規定により必要となる。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属する。
- (3) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。
- (4) このプロポーザルに使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円、日本の標準時とする。
- (5) 企画提案書に含まれる著作権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、ネットワークセンターが別に定める。
- (7) 委託業務の遂行にあたっては、県と協議するとともに、随時、進捗状況を報告すること。
- (8) プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。

【提出先・問い合わせ先】

熊本県博物館ネットワークセンター

担当：金重

〒869-0524

熊本県宇城市松橋町豊福1695

電話：0964-34-3301

FAX：0964-34-3302

Mail：hakubutsuse@pref.kumamoto.lg.jp